

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

1 目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。情報収集・分析では、国は、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、感染症 インテリジェンスの取組として、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、政策上の意思決定および実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、*臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、国民生活および国民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行うなど、有事に向けた準備を行う。

なお、感染症サーベイランス等については、次章「サーベイランス」で具体的に記載する。

2 所要の対応

1-1. 実施体制

- (1) 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的を J I H S 等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。
- (2) 本市は、国から情報収集・分析の結果について共有された場合は、関係機関に速やかに共有するよう努める。
- (3) 本市は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。

1-2. 平時に行う情報収集・分析

国は、J I H S を中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析およびリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定および実務上の判断を行う。

1-3. 訓練

本市は、国や J I H S 等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。

1-4. DXの推進

国およびJ I H Sは、平時から迅速に情報収集・分析を行うため、情報入力の自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等のDXを推進するほか、医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める。本市は、道と連携し、関係団体や医療機関等に必要な情報提供を行う。

第2節 初動期

1 目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析およびリスク評価を迅速に行う必要がある。

国は、感染症インテリジェンス体制を強化し、早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。

本市は、国によるリスク評価を踏まえ、速やかに有事の体制に移行することを検討する。

2 所要の対応

2-1. 実施体制

国は、J I H S と連携し、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに感染症インテリジェンス体制を強化し、当該感染症に関する情報収集・分析およびリスク評価の体制を確立する。

2-2. リスク評価

2-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

- (1) 国および J I H S は、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について分析し、包括的なリスク評価を行う。本市は、関連する情報の提供など必要な協力を行う。
- (2) 本市は、国によるリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。
- (3) 国および J I H S は、国民生活および国民経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が国民生活および国民経済等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。

2-2-2. リスク評価体制の強化

国および J I H S は、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行うため、感染症インテリジェンス体制を強化し、継続的にリスク評価を実施する。本市は、引き続き関連する情報の提供など、必要な協力を行う。

2-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断および実施

国は、J I H S と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、本市は、国から感染症対策に関する判断が示された際には、これに基づき迅速に実施する。

2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

本市は、新たな感染症が発生した場合に国から共有される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、市民等に迅速に提供・共有する。その際、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報であることを踏まえ、誤解を招かないよう表現に留意する。

第3節 対応期

1 目的

国は、強化された感染症インテリジェンス体制により、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析およびリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と国民生活および国民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に、対応期には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、国民生活および国民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

本市は、国が示す方針・情報を踏まえながら、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対策を見直すとともに、市民等に対し、国から示された分析結果等を迅速に提供する。

2 所要の対応

3-1. 実施体制

国は、J I H S と連携し、新型インフルエンザ等に関する速やかな情報収集・分析およびリスク評価を実施できるよう、感染症インテリジェンス体制を強化する。

3-2. リスク評価

3-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

国およびJ I H S は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。本市は、情報提供等必要な協力を行うとともに、国によるリスク評価を踏まえ、地域の政策決定者としてリスク評価を行う。

3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討および実施

- (1) 国およびJ I H S は、リスク評価に基づき、感染症インテリジェンス体制を強化し、引き続き活用する。本市は、情報提供等必要な協力を行う。
- (2) 国は、特に国内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を実施する場合に備え、国民生活および国民経済に関する分析を強化し、感染症危機が国民生活および国民経済等に及ぼす影響を把握する。
- (3) 本市は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。
- (4) 本市は、国から提供されたまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、市民等の意見や関心を踏まえつつ、不安の軽減や理解の促進に資するよう、分かりやすく情報を提供・共有する。

3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断および実施

国は、J I H S と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。本市は、情報提供等必要な協力を行う。

本市は、国から感染症対策に関する判断が示された際には、これに基づき迅速に対策を実施するとともに、基本的対処方針に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。

3-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

本市は、国から共有された国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、市民等に迅速に提供・共有する。